

<一般委託>

市立学校防火シャッター点検業務委託 仕様書

市立学校防火シャッター点検業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	学校に配置されている防火シャッター及びこれに関連する機器の機能保全を図ること。
2	履行期間	契約締結日から令和5年9月30日
3	施行場所	市立追浜小学校ほか69校
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	建築基準法
7	資格要件	一級建築士、二級建築士または防火設備検査員
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育委員会学校管理課 北原 046-822-8534

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市立学校防火シャッター点検業務委託 特記仕様書

1. 業務の目的
学校に配置されている防火シャッター及びこれに関連する機器の機能保全を図ること。
2. 施行場所
別紙「シャッター台数一覧」のとおり
3. 資格要件
一級建築士、二級建築士または防火設備検査員
4. 履行期間
契約締結日から令和5年9月30日
5. 対象設備
 - (1) 煙感知器連動シャッター
 - (2) 非連動（ヒューズ式）シャッター
6. 回数・日時
点検は各校1回とし、作業を行う日時については受託者が各学校長と協議したうえで決定し、受託者は作業前に作業工程表を提出し承認を得るものとする。
7. 業務の内容
 - (1) 点検項目
 - (ア) 防火シャッターの降下・閉鎖状況
 - ・シャッターが降下位置に確実に降下し、全閉することを確認すること。
 - ・降下速度が異常に変化しないことを確認すること。
 - (イ) 防火シャッターの巻上げ状況
 - ・巻き上げ時に異常音がなく、所定の上限位置で停止することを確認すること。
 - (ウ) ブレーキ装置
 - ・シャッターを作動させ、ブレーキの開放、停止、異常音、過熱、ガバナ（制動）に問題がないことを目視及び触感並びに聴覚により確認すること。
 - (エ) ワイヤロープ
 - ・シャッターを作動させ、変形・損傷、セットボルトのゆるみ、摩耗・損

傷及び腐食、油にじみがなく、余巻や固定状態に異常のないことを目視及び触感により確認すること。

(オ) ガイドレール

- ・摩耗、錆がなく、呑み込み部が十分に開いており、作動に問題のないことを確認すること。

(カ) ヒューズ装置

- ・メタル及び装置本体に変形、損傷がなく確実に取り付けられており、ワイヤーロープにキンク、ささくれがないことを目視により確認すること。
- ・メタルを取り外す等の方法により、ブレーキを開放し、シャッターが降下することを確認すること。

(キ) 危害防止装置の有無確認、装置の動作確認

- ・危害防止用連動中継器の変形、損傷、表示、取付状況を目視で確認すること。又スイッチの操作により、予備電源容量の有無及び起動信号、作動試験スイッチによる自動閉鎖装置の作動を確認すること。
- ・障害物感知装置シャッター降下中に障害物感知装置を動作させ確実にシャッターが停止することを確認すること。

(ク) 閉鎖障害物の確認

- ・シャッターライン上及びシャッター付近に作動時に支障となる障害物のないことを目視により確認すること。

(ケ) 平成 28 年国土交通省告示第 723 号別表第二に規定する事項

(2) 業務の範囲

本業務の範囲には消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく消防用設備等の点検は含まれないものとする。

8. 報告

- ・点検終了後、別紙「保守点検報告書」(以下「報告書」という。)及び検査結果表に必要事項を記入し、不良箇所の部分写真を添付したうえ、2部作成し、1部を教育委員会へ、1部を学校へ提出する。また、各学校の不良箇所について一覧表にまとめ、紙、及び電子データ(エクセル形式)で教育委員会へ提出すること。
- ・経年による機器の劣化については、その程度を客観的に示すこと。
- ・報告書にはシャッターの機種・種別・メーカー等を記載し、当該機器の配置図(学校備え付けの図面を基に作成すること)を添付すること。なお、シャッターの符号番号は、前年度報告書と同じ番号を記載すること。
- ・各学校の点検終了後、各学校職員に立会者の記名捺印をもらうこと。

施行場所 小学校シャッター台数一覧

NO	学校名	電話	所在地	台数					計
				区分	1階	2階	3階	4階	
1	追 浜	865-2231	鷹取2-16-1	連	6	4	4		14
2	夏 島	865-3616	浦郷町4-35	連	4	4	4		12
3	浦 郷	865-3921	追浜東町2-14	連	7	6	6		19
4	鷹 取	866-1700	湘南鷹取4-7-1	連	4	2	2	2	10
5	船 越	861-1253	船越町5-34	連	4	3	3	1	11
6	田 浦	861-1251	田浦町3-55	連	3	4	4		11
7	逸 見	822-0201	西逸見町1-14	連	2	3	3		8
8	沢 山	822-0057	東逸見町3-35	連	3	2	2		7
9	桜	822-3707	坂本町1-19	連	3	2	2	2	9
10	汐 入	822-0166	汐入町2-53	連	3	2	2		7
11	諏 訪	822-0058	小川町18	連	3	2	2	1	8
12	田 戸	822-0212	米が浜通2-12	連	6	3	3		12
13	山 崎	822-0059	三春町6-4	連	4	2	2	2	10
14	豊 島	822-0105	上町3-21	連	3	3	3		9
15	鶴久保	824-0974	不入斗町1-1	連	8	3	3	1	15
16	公 郷	851-0029	公郷町4-5	連	4	2	2		8
17	池 上	851-0447	池上3-5-1	連	4	3	3	3	13
18	城 北	851-2210	平作1-6-1	連	6	4	4	2	16
19	衣 笠	851-0334	小矢部2-16-1	連	2				2
				ヒュ	3	1	1		5
20	大矢部	834-7200	大矢部3-26-1	連	3	3	3	2	11
21	森 崎	836-0233	森崎3-13-1	連	7	3	3		13
22	大 津	836-3537	大津町3-24-1	連	1	1	1		3
				ヒュ	1				1
23	根 岸	827-0208	大津町5-5-1	連	4	1	1		6
24	走 水	841-0203	走水2-2-2	連	1				1
25	馬 堀	841-0234	馬堀町4-10-1	連	3	2	2		7
				ヒュ	4				4
26	望 洋	835-7766	桜が丘1-50-1	連	4	2	2	2	10
27	大塚台	830-5660	池田町3-1-1	連	3	3	5		11
28	浦 賀	841-0028	浦賀3-8-1	連	2	2	2	2	8
				ヒュ	1	1	1		3
29	小原台	841-4666	小原台3-1	連	4	4	4	2	14
30	鴨 居	841-0140	鴨居3-1-6	連	5	3	3		11
31	高 坂	841-4201	西浦賀3-1-1	連	6	4	4		14
32	岩 戸	848-3460	岩戸5-20-1	連	7	2	2	2	13
33	久里浜	835-0424	久里浜6-6-1	連	4	1	1		6
34	明 浜	835-0323	久里浜6-7-1	連	2	2	1		5
				ヒュ	3	1	1		5
35	神 明	834-4315	神明町407	連	3	3	3		9
36	粟 田	848-6465	ハイランド 2-41-1	連	5				5
37	野 比	849-7566	野比1-25-1	連	3	3	3	3	12
38	野比東	847-1031	野比4-6-1	連	3	2			5
39	北下浦	848-0037	長沢1-29-1	連	6	6	4		16
40	津久井	848-5210	津久井5-2-1	連	5	4	4	3	16
41	長 井	856-1299	長井5-9-1	連	5	5	5		15
42	富士見	856-4757	武3-19-1	連	4	4	4		12
43	武 山	856-3126	太田和3-1-1	連	5	5	5	2	17
44	荻 野	857-0018	荻野8-1	連	4	4	4	2	14
45	大 楠	856-0154	芦名1-29-18	連	5	3	1		9
合計					195	129	124	34	482

連：煙感知器連動式 ヒュ：ヒューズ式

中学校シャッター台数一覧

NO	学校名	電話	所在地	台数					
				区分	1階	2階	3階	4階	計
1	追浜	865-6141	夏島町12	連	3	3	3	3	12
2	鷹取	866-3800	湘南鷹取2-30-1	連	3	3	3	3	12
3	田浦	861-6115	船越町7-66	連	2	1	1	1	5
4	坂本	822-2385	坂本町1-19	連	5	6	6	2	19
5	不入斗	823-0566	坂本町1-19	連	6	6	6	4	22
6	常葉	825-7410	小川町18	連	2	2	2	2	8
7	公郷	852-5766	公郷町5-81	連	3	2	2	1	8
8	池上	851-1255	池上3-5-1	連	3	2	2		7
9	衣笠	853-5993	平作2-31-1	連	4	4	4	4	16
10	大矢部	834-1326	森崎5-14-2	連	3	3	3	3	12
11	大津	823-1032	大津町5-2-1	連	3	3	3	3	12
12	馬堀	841-4007	馬堀町4-10-2	連	4	2	2		8
13	浦賀	841-0454	浦賀3-26-1	連	3	3	3	1	10
14	鴨居	841-0442	鴨居3-2-2	連	6	6	6	2	20
15	岩戸	848-3054	岩戸5-6-3	連	4	3	3	3	13
16	久里浜	835-0402	久里浜2-11-1	連	7	6	6	2	21
17	神明	834-4077	神明町903	連	3	3	3	3	12
18	野比	849-3318	野比4-4-1	連	4	4	4	4	16
19	北下浦	848-0104	長沢1-30-17	連	2	3	3		8
20	長沢	849-5431	長沢5-1-1	連	3	2	2		7
21	長井	856-2022	長井5-12-1	連	4	2	2	2	10
22	武山	856-1287	武3-31-1	連	4	2	2		8
23	大楠	856-2028	芦名1-2-1	連	5	5	4		14
計					86	76	75	43	280

連：煙感知器連動式 ヒュ：ヒューズ式

総合高校シャッター台数一覧

NO	棟名	電話	所在地	台数					
				区分	1階	2階	3階	4階	計
1	体育館棟	833-4111	久里浜6-1-1	連		1			1
	管理棟 ・クラスター棟 ・ハウス棟			連	12	54	45		111
	実習棟			連	3	3	3		9
計					15	58	48	0	121

連：煙感知器連動式 ヒュ：ヒューズ式

特別支援学校シャッター台数一覧

NO	学校名	電話	所在地	台数					
				区分	1階	2階	3階	4階	計
1	ろう	834-1172	森崎5-13-1	連	1				1
計					1	0	0	0	1

連：煙感知器連動式 ヒュ：ヒューズ式

				台数					
				区分	1階	2階	3階	4階	計
小学校					195	129	124	34	482
中学校					86	76	75	43	280
総合高校					15	58	48	0	121
特別支援学校					1	0	0	0	1
合計					297	263	247	77	884

シャッター種別	全校合計台数
煙感知機連動式	866
ヒューズ式	18

防火シャッター・防火扉(連動制御設備用)保守点検報告書

(その2)

No. _____

年 月 日

御中

名称					
所在地					
点検日	年	月	日	立会者	印
防火シャッター保守点検専門技術者認定番号	第			号	
点検者	責任者			印	

下記のとおり点検結果を御報告します。
〔報告社名〕

種別	点検項目	符号							特記事項	
		機種	W	H	製造番号	使用回数				
防火シャッター 外観・機能	1 点検口の状態									
	2 降下位置障害									
	3 操作障害									
	4 警告表示・操作説明ラベル貼付									
	5 音響装置及び音声発生装置									
	6 標識(危険・注意・降下位置表示)									
	7 注意灯									
	8 開閉器	型式	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ	上・下・フ	
	9 ブレーキ装置									
	10 手動装置									
	11 スプロケット・ローラチェーン									
	12 ロープ車・ワイヤロープ									
	13 巻取りシャフト・ブラケット									
	14 スラット・吊り元	型式	-	-	-	-	-	-	-	
	15 座板									
	16 ケース・まぐさ・押し車									
	17 ガイドレール									
	18 制御盤									
	19 リミットスイッチ・エマーゼンシスイッチ									
	20 押しボタンスイッチ									
	21 温度ヒューズ装置									
	22 手動閉鎖装置									
	23 自動閉鎖装置									
	24 危害防止用連動中継器									
	25 作動確認用スイッチ									
	26 遮煙装置(材)									
	27 降下状況									
	28 降下速度									
	29 巻上げ状況									
	30 障害物感知装置									
防火扉 外観・機能	1 周囲の状況									
	2 枠・扉の変形損傷									
	3 ヒンジ・ドアクローザの状況									
	4 順位調整器									
	5 召し合わせ									
	6 把手									
	7 自動閉鎖装置・再ロック機構									

備考 点検結果は、良=○、不良=×、措置済み=⊗を記入し、不具合内容及び措置内容を特記事項欄に記入すること。

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号					
	代表となる検査者							
その他の検査者								
番号	検査項目	検査事項	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号
				指摘なし	要正	既存不適格		
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況					
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況 ※					
(3)			スプロケットの設置の状況 ※					
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況 ※					
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況					
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況					
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況					
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況					
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況					
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況					
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況					
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況					
(14)			作動の状況					
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置					
(16)			感知の状況					
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(19)			結線接続の状況					
(20)			接地の状況					
(21)			予備電源への切り替えの状況					
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(23)			容量の状況					
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況					
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況					
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況						
(27)		防火区画の形成の状況						
上記以外の検査項目								
特記事項								
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

【注意：神奈川県内は対象の有無欄に対象であれば○を記入して下さい。】

- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に閉鎖するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む。）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。